

資料番号	1
------	---

令和5年6月22日  
課名 土木建築局土木建築総務課  
担当者 課長 高沖  
内線 3810

令和5年広島県議会  
6月定例会提案見込事項

令和5年6月22日

土木建築局

# 目 次

1	令和5年度一般会計補正予算提案見込額	
	(1) 債務負担行為	
	ア 施設管理関係	1
2	令和5年度特別会計補正予算提案見込額	
	(1) 港湾特別整備事業費特別会計	1
3	予算以外の提案見込事項	
	(1) 議案及び報告	2

## 1 令和5年度一般会計補正予算提案見込額

### (1) 債務負担行為

#### ア 施設管理関係

(単位：千円)

事項	期間	限度額	事業箇所
広島県宮郷町鍛冶駐車場管理委託事業	5～10	50,360	福山市鞆町

## 2 令和5年度特別会計補正予算提案見込額

### (1) 港湾特別整備事業費特別会計

#### ア 歳出予算額

(単位：千円，%)

区分	令和4年度	令和5年度			比較		主な補正内容
	最終予算額 (A)	現計予算額 (B)	6月補正 提案見込額 (C)	計 (D)=(B+C)	D/A	D/B	
公債費	7,711,859	10,822,779	0	10,822,779	140.3	100.0	
広島港費	3,716,648	2,778,901	30,000	2,808,901	75.6	101.1	荷役機械整備事業費 30,000
福山港費	369,456	302,556	0	302,556	81.9	100.0	
尾道糸崎港費	57,499	58,483	0	58,483	101.7	100.0	
地方港湾費	136,100	0	0	0	皆減	-	
諸支出金	4,017,232	11,553,000	0	11,553,000	287.6	100.0	
漁港費	17,985	21,799	0	21,799	121.2	100.0	
合計	16,026,779	25,537,518	30,000	25,567,518	159.5	100.1	

### イ 債務負担行為

#### ○ 工事請負関係

(単位：千円)

事項	期間	限度額	事業箇所
広島港出島地区荷役機械整備事業	6～7	1,070,000	広島市南区

#### ○ 施設管理関係

(単位：千円)

事項	期間	限度額	事業箇所
一般港湾施設管理委託事業	5～10	3,170,130	一般港湾施設 (広島市南区ほか)

### 3 予算以外の提案見込事項

#### (1) 議案及び報告

区 分	件 名						
議 案	<p><b>1 広島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例</b></p> <p>【趣旨】 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関して必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく知事への許可又は届出を要する盛土等の規制を強化することを目的として、当該行為の規模等について必要な事項を定める。</p> <p>【施行日】 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日。</p>						
	<p><b>2 広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例</b></p> <p>【趣旨】 建設事務所の所管区域について、安芸高田市を西部建設事務所から北部建設事務所へ移管することに伴い、必要な改正を行う。</p> <p>【内容】 広島県西部建設事務所の所管区域から安芸高田市を削除し、広島県北部建設事務所の所管区域に安芸高田市を追加。</p> <p>【施行日】 令和6年4月1日</p>						
	<p><b>3 広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例</b></p> <p>【趣旨】 「広島県手数料条例」に規定する手数料等について必要な改正を行う。</p> <p>【内容及び施行日】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>施 行 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島県手数料条例</td> <td>宅地造成等規制法の改正に伴う宅地造成等工事の許可申請手数料の改正</td> <td>公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	施 行 日	広島県手数料条例	宅地造成等規制法の改正に伴う宅地造成等工事の許可申請手数料の改正	公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日。
	区 分	内 容	施 行 日				
広島県手数料条例	宅地造成等規制法の改正に伴う宅地造成等工事の許可申請手数料の改正	公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日。					
<p><b>4 広島県土砂の適正処理に関する条例及び広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例</b></p> <p>【趣旨】 宅地造成及び特定盛土等規制法の制定に基づき、必要な改正を行う。</p> <p>【内容】 がけ付近の居住の用に供する建築物に対する建築制限の適用除外に係る関係規定の整備。</p> <p>【施行日】 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日。</p>							

区 分		件 名
議 案	条例	<p><b>5 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例</b></p> <p>【趣旨】 知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、必要な改正を行う。</p> <p>【内容】 移譲対象となる事務の追加や、その他必要な規定の整理。</p> <p>【施行日】 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務に関する改正については、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日。 それ以外の改正については、公布の日。</p>
	その他の議案	<p><b>1 工事請負契約の変更について</b> 福山沼隈線道路改良工事（R3—7工区）</p> <p>【趣旨】 関連する工事の完成時期が入札不調及び不落により遅延し、工事着手時期に遅延が生じたため、工期を変更する。</p> <p>【内容】 変更前：議決の日の翌日から令和6年3月29日まで 変更後：議決の日の翌日から令和7年1月31日まで</p>
報 告	専決処分の報告	<p><b>1 訴えの提起について</b></p> <p>【内容】 家賃滞納者に対する県営住宅明渡等請求に係る訴えを提起したもの（7名）</p> <p><b>2 損害賠償額の決定について</b></p> <p>【内容】 道路管理の瑕疵によって発生した事故について損害賠償額を決定したもの（12件）</p>